

科目名	<b>債権総論</b>	科目分類	■専門科目群（第1グループ） □総合科目群（第2グループ）	
			法律学科	□必修 ■選択
			観光学科	□必修 ■選択
英文表記	<b>Civil Law (Claims and Obligations in general)</b>	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年	
ふりがな	かわぐち まこと	開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中	
担当者名	川口 誠	修得単位	4単位	
授業のテーマ	民法の債権法をマスターしよう ― その1（債権に共通する性質や効力など）			
授業概要	民法の財産法分野のうち、債権法領域で、まず債権総論（債権編 第1章総則）を学びます。債権の意義から目的（種類）、効力（とくに債務不履行と、責任財産の保全の手段）、移転（譲渡など）、消滅といった、発生から消滅まで、および多数当事者の債権債務関係が範囲です。種々の債権に共通する事項が対象です。カリキュラム上は選択科目ですが、民法を学ぶということでは必修と言ってよいと思います。			
到達目標	債権総論の基礎的な内容、関連する判例・学説を理解し、公務員試験などの過去問が解ける。			
授業時間外の学習	まずテキストの通読（最後まで）。つぎに毎回の授業前に、前回部分を復習し、予定の部分に目を通しておくこと。法律関連職を希望する学生は、あわせて「民法判例百選」、「民法の争点」の該当、関連部分を学ぶことが理想。			
履修条件	1年で「民法入門」、民法総則を履修し、2年で物権法を履修していることが望ましい。			
授業計画				
第1回	ガイダンス 債権の意義	第17回	詐害行為取消権 1	
第2回	債権の内容 1	第18回	詐害行為取消権 2	
第3回	再燃の内容 2	第19回	多数当事者の債権債務関係 概観	
第4回	債権の目的 債権の種類 1	第20回	分割債権・債務 不可分債権・債務	
第5回	債権の種類 2	第21回	連帯債務 1	
第6回	債権の種類 3	第22回	連帯債務 2	
第7回	債権の実現 履行の強制	第23回	保証債務 1	
第8回	債務不履行の基礎的事項	第24回	保証債務 2	
第9回	債務不履行 1	第25回	債権譲渡 1	
第10回	債務不履行 2	第26回	債権譲渡 2	
第11回	債務不履行 3	第27回	債務引受	
第12回	損害賠償 1	第28回	債権の消滅 弁済	
第13回	損害賠償 2	第29回	相殺	
第14回	受領遅滞	第30回	更改・免除・混同	
第15回	責任財産の保全 債権者代位権 1	第31回	定期試験	
第16回	債権者代位権 2			
テキスト	野村ほか著『民法Ⅲ ―債権総論[第4版]』（有斐閣Sシリーズ）			
参考文献・資料	適宜指摘します。プリントも配布の予定。			
成績評価の方法	試験 70%、小テスト・レポート 20%、授業態度 10%で、総合評価。			
成績評価基準	【平成27年度（2015）以前に入学した学生】 優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） 【平成28年度（2016）以降に入学した学生】 秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）			

	※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。
オフィスアワー	毎週火曜日 10:40-12:10、木曜 13:00-14:30
学生への メッセージ	債権法は、契約や不法行為など、日常生活や社会生活上たいへん重要な分野です。就職（とくに公務員試験）でも大切ですが、社会に出てから役立つ分野ですので、しっかり学んで下さい。